

《風水害対策編》

1 計画の方針

西淀川区は、区域の西側を大阪湾に面し、北側を神崎川・左門殿川・中島川、南側を淀川に接する、三方を海と川に囲まれた地形で、地盤高も朔望平均満潮位（O.P.*+2.1m）より低いところが多いため、過去に室戸台風、ジェーン台風、第二室戸台風時の高潮や、河川氾濫による浸水により大きな被害を受けています。その後、防潮堤や防潮扉の整備、雨水処理対策等が進み、以降、風水害による大きな被害はありませんが、風水害被害が生じやすい地域であるとの認識のもと、災害時の被害を最小に留めるため、区民と行政関係者等とが一体となり防災活動に取り組んでいく必要があります。

とくに、近年の異常気象による局地的なゲリラ豪雨や、地球温暖化によるスーパー台風の来襲などにより、今後深刻な被害が想定されます。

平成 25 年 6 月の「災害対策基本法」の改正、平成 26 年 10 月に修正された「大阪市地域防災計画」に続き、平成 27 年 2 月制定に制定された「大阪市防災・減災条例」において、市民、事業者の「自助」「共助」による取り組み促進が基本理念として明確化されており、西淀川区においても、各地域活動協議会（防災部会）を中心とした「区民が主体」となって、「災害死傷者 0」のまちづくりをめざします。

なお、「3 災害情報伝達計画」以降は、震災対策編と重複することもあり、割愛して掲載しているところがありますので、震災対策編もお読みください。

《参考》過去の西淀川区の主な風水害被害

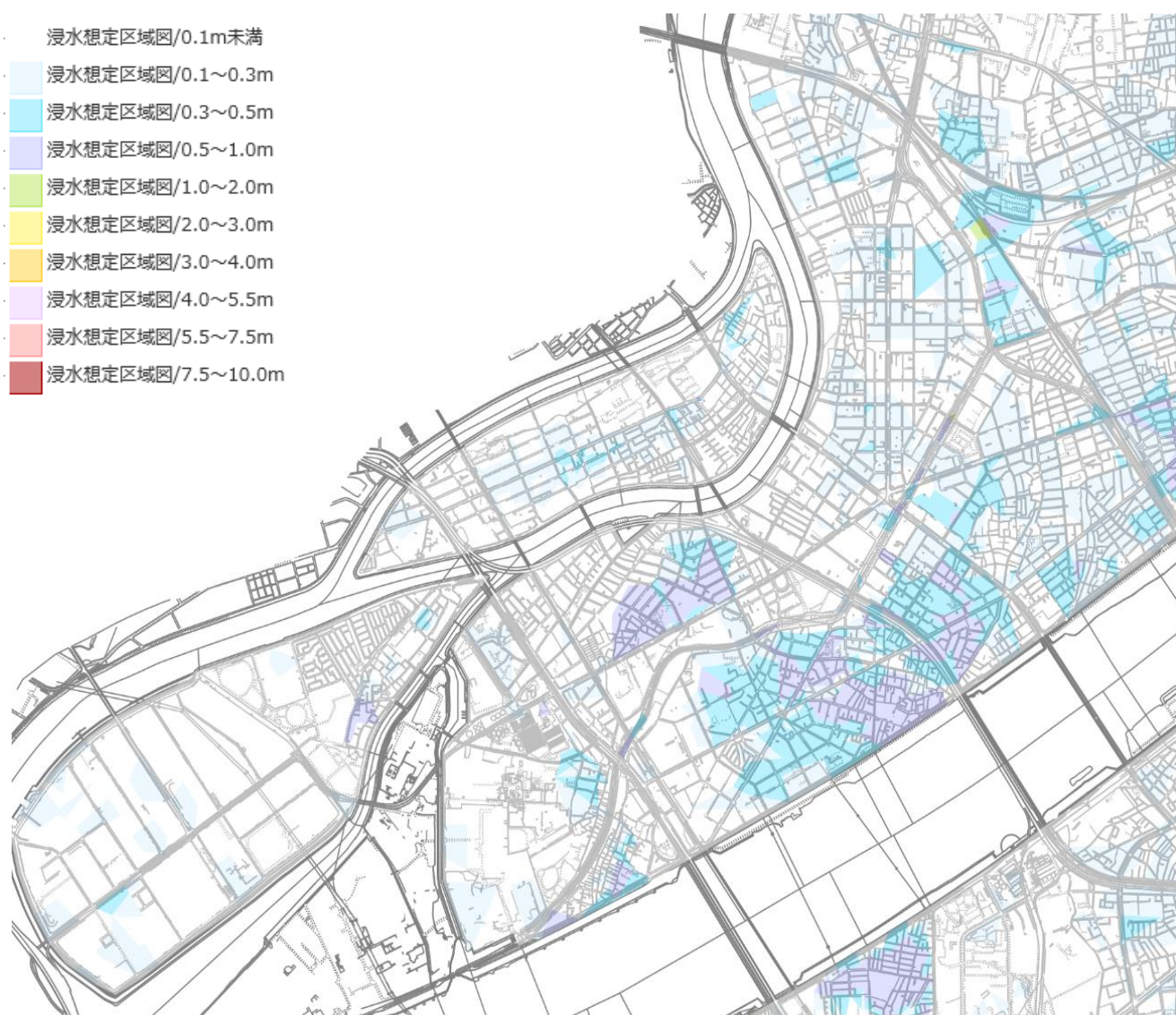
年 月	災害名	被害状況
昭和 9 年	室戸台風	死者・行方不明者 243 人。家屋の流出・全半壊 516 戸
昭和 25 年	ジェーン台風	死者・行方不明者 58 人。家屋の流出・全半壊 8,786 戸
昭和 36 年	第二室戸台風	家屋の流出・全半壊 500 戸
平成 30 年	台風 21 号	家屋の半壊・一部損壊 630 戸、一部地域停電、断水

2 災害及び被害想定

この計画においては、内水氾濫（まちに降った雨が下水道などの排水能力を超える場合、その場にたまり、浸水が発生する氾濫）、河川氾濫（河川水位が堤防を越えた時や、堤防が壊れ河川の水が堤内に流れ込み生じる氾濫）、高潮（台風等の接近で海水面が平常より著しく高くなる現象）等の異常気象により起こる災害及び被害を想定しています。

（1）内水氾濫

都市部において観測された最大級の豪雨である平成 12 年 9 月東海豪雨クラスの降雨（時間最大降雨量 93 mm、総降雨量 567 mm）が降った場合の西淀川区の浸水想定図は次のとおりです。



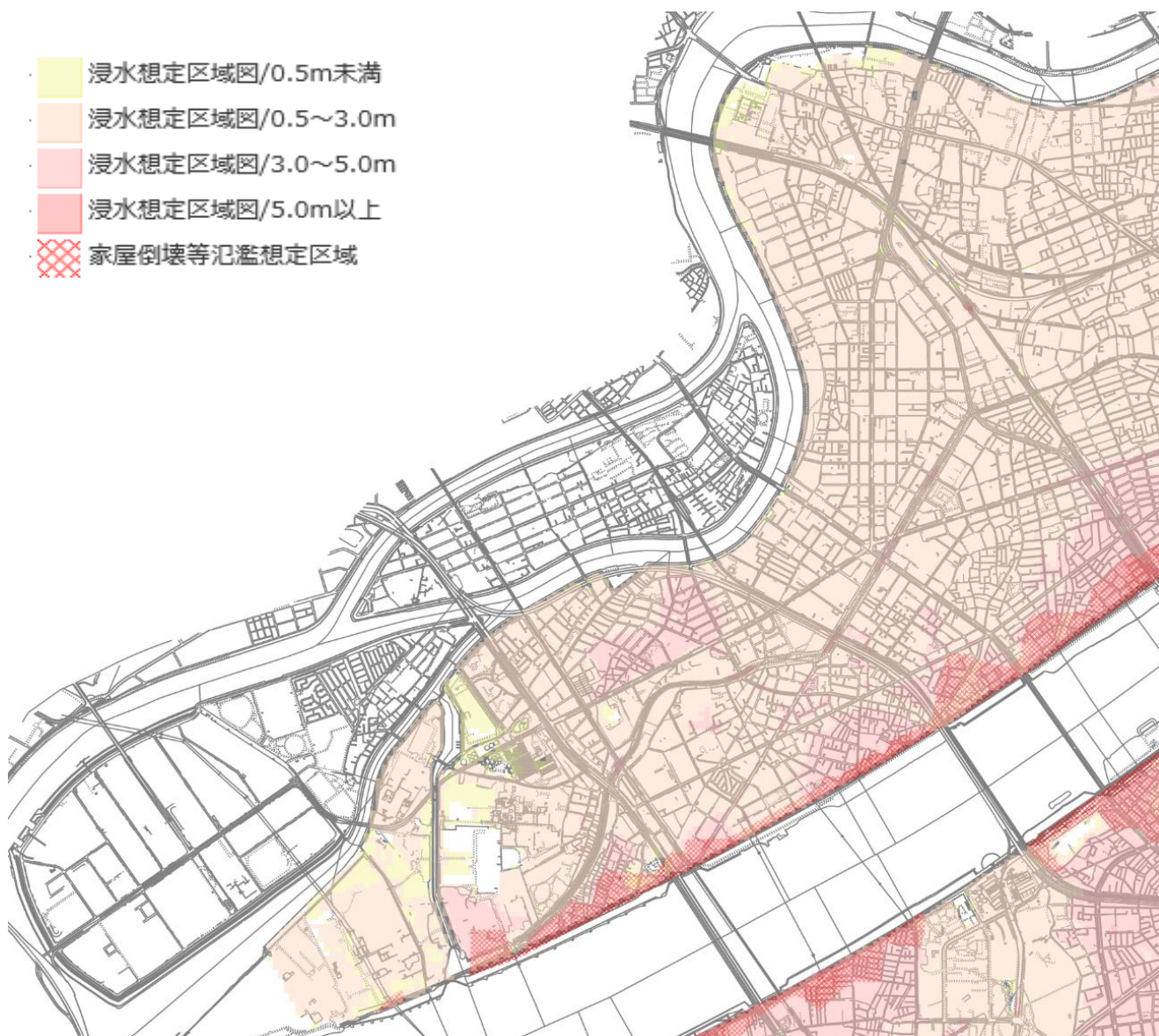
西淀川区でも、平成 25 年 8 月 25 日の集中豪雨により、床上浸水など浸水被害が発生しています（時間最大降雨量 67.5 mm、床上浸水戸数 41 戸）。

(2) 河川氾濫

・ 淀 川

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所では、1,000 年？に 1 度の大雨等により河川が氾濫した時の浸水想定を行っています。

淀川が氾濫した場合の浸水想定図



淀川の洪水予報の観測基準点

河川	観測基準点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
淀川	枚方	4. 5 0	5. 4 0	5. 5 0

※テレビのデータ放送や国土交通省近畿地方整備局のホームページ(<https://www.kkr.mlit.go.jp/>)でも河川の水位状況は確認できます。